

令和7年度 国民健康保険料額

令和8年度 国民健康保険料額

1. 保険料

	1人1ヶ月 ①+②	内訳	
		医療分① (前期高齢者納付金2,000円含)	後期高齢者支援金 ②
正組合員	24,800円 ↳ 46,800円	均等割 16,000円 所得割 3,000~25,000円	5,800円
正組合員家族	13,600円	7,800円	5,800円
準組合員	14,600円	8,800円	5,800円
準組合員家族	11,600円	5,800円	5,800円
法人管理者*2 (正組合員を除く)	44,800円	39,000円	5,800円
歯科医師*3 (正組合員と*2を除く)	27,200円	21,400円	5,800円

1. 保険料

	1人1ヶ月 ①+②	内訳	
		医療分① (前期高齢者納付金2,000円含)	後期高齢者支援金 ②
	27,300円 ↳ 52,300円	均等割 18,000円(2,000円増) 所得割 3,000円~28,000円 (下限据置~上限3,000円増)	6,300円(500円増)
	15,100円	8,800円(1,000円増)	6,300円(500円増)
	15,100円	8,800円(据置)	6,300円(500円増)
	12,100円	5,800円(据置)	6,300円(500円増)
	50,300円	44,000円(5,000円増)	6,300円(500円増)
	29,700円	23,400円(2,000円増)	6,300円(500円増)



2. 介護保険料

40歳から65歳未満の被保険者1人1ヶ月5,800円

- ・所得割の算出方法(法人を除く)

課税総所得金額×0.004(千分の48の12分の1)(但し100円未満は四捨五入)

上限25,000円 下限3,000円

- ・\*2 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で医療法人が開設する歯科医療機関の管理者
- ・\*3 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で歯科医師免許をお持ちの組合員

2. 介護保険料

40歳から65歳未満の被保険者1人1ヶ月5,900円(100円増)

3. 子ども・子育て支援金(新設)

18歳(R8.4.1時点)から75歳未満の被保険者1人1ヶ月600円(新設)

- ・所得割の算出方法(法人を除く)

課税総所得金額×0.004(千分の48の12分の1)(但し100円未満は四捨五入)

上限28,000円(3,000円増額) 下限3,000円

- ・\*2 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で医療法人が開設する歯科医療機関の管理者
- ・\*3 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で歯科医師免許をお持ちの組合員